



# 1 立地適正化計画について

## 1-1 背景と目的

全国の都市における今後のまちづくりは、人口減少と少子高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、行政として財政面及び経済面において持続可能な都市経営を実現することが大きな課題となっています。

春日市においても、今後の人口減少や少子高齢化の進行が予想されており、市場規模の縮小や経済活動の担い手となる生産年齢人口割合の減少により、医療・福祉・商業等の様々な生活サービスや公共交通の利便性が低下し、市民生活の質ならびに都市の持続性や活力が低下することが懸念されます。

こうした中で、医療・福祉・商業等の生活利便施設と居住がまとまって立地し、公共交通や徒歩により移動でき、子どもから高齢者まで多様な住民が安心して快適かつ健康に暮らせるような「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を実現することが求められています。

そこで、本計画は、以下の3点を策定の目的とします。

- 持続可能で効率的な都市構造の実現を予防保全的に進める
- 将来にわたり誰もが安心して快適かつ健康に暮らせる利便性の高い都市環境を形成する
- 多様な都市機能を備えた魅力の高い拠点の実現を加速させる

## 1-2 計画の位置付け

本計画は、春日市の最上位計画である「第6次春日市総合計画」や福岡県が定める「福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容を十分に踏まえて策定します。

「第2次春日市都市計画マスタープラン」で掲げた将来都市構造等を具現化・高度化し、「春日新50年プラン」や関連分野の計画と連携・整合を取って策定します。

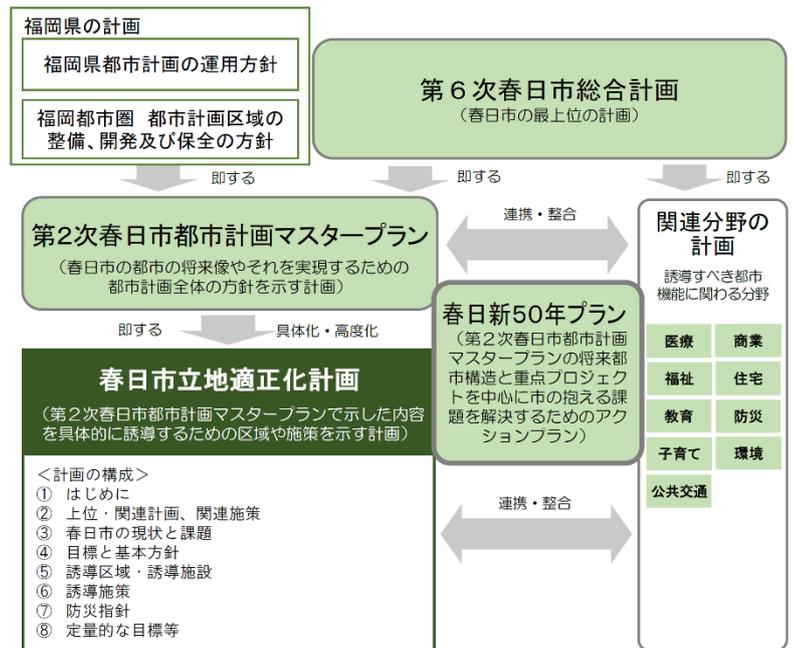


図 立地適正化計画の位置付け

## 1-3 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、平成26(2014)年8月に施行された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」により創設された計画制度です。将来にわたって持続可能なまちのすがたを考え、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定め、特定の建築等を事前の届出・勧告の対象とすることにより都市機能や居住を誘導していきます。

## 1-4 対象区域と計画期間

対象区域は、春日市の都市計画区域全域(=行政区域全域)とします。

目標年次は、第2次春日市都市計画マスタープランの目標年次に合わせ、令和22(2040)年度とします。

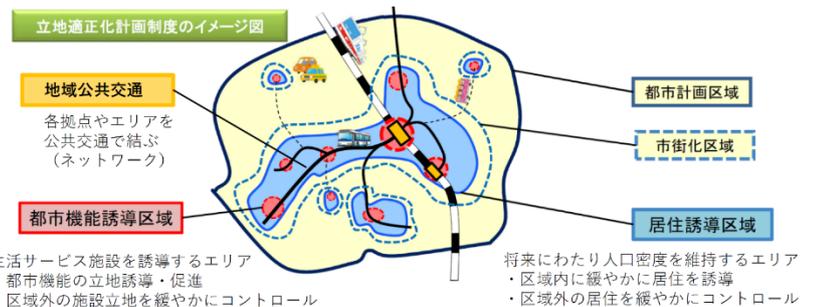


図 立地適正化計画で定める区域のイメージ

資料：国土交通省

## 2 都市の現状と課題

### [春日市の現状]

<b>都市概況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市の博多、天神までは 10km 程度の位置にあり、博多、天神への交通アクセスに優れた都市です。</li> <li>良好な住宅都市としての基盤が整った都市で、21 世紀に入り、成熟した住宅地として、ソフト面の施策を充実させ、市民と行政が「協働」するまちづくりに先進的に取り組んでいます。</li> </ul>
<b>人口</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 2 年現在の人口密度は 78.5 人/ha で高密度な市街地となっています。</li> <li>既に人口は減少していますが、2040 年には、高齢化率は 33% となる見込みです。</li> <li>古くから低層住宅地として開発された地区では人口減少・高齢化による低密度化が進んでいます。</li> </ul>
<b>土地利用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域の約 97% が市街化区域であり、市域の約 41% が住宅用地となっています。</li> </ul>
<b>公共交通</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西鉄天神大牟田線、JR 鹿児島本線、JR 博多南線が通っており、鉄道が高頻度で運行しています。</li> <li>JR 博多駅や西鉄大橋駅～春日市内、西鉄春日原駅～JR 博多南駅等を結ぶ路線バスがあります。</li> <li>路線バスと春日市コミュニティバスの乗り換え可能な結節点はいくつかあるものの、乗り換え利便性の向上が課題です。</li> <li>南北方向の幹線道路や交差点等での渋滞が発生しており、公共交通の定時性・速達性に影響を及ぼしています。</li> </ul>
<b>都市機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い人口密度に支えられ、周辺自治体と比べ、日常生活の利便性が高い都市となっています。幹線道路沿道には、多くの日常生活施設が立地しています。</li> <li>コンパクトな市街地であることにより、身近な商業、医療、福祉、子育て、文化、スポーツ等の日常生活サービスを受けることが可能です。</li> <li>社会福祉センター、老人福祉センター（ナギの木苑）、障がい福祉施設（福祉ぱれっと館）、保健センター（いきいきプラザ）が分散しており、老人福祉センター（ナギの木苑）が市の南東部にあるなど、市全域からのアクセスに課題があります。</li> </ul>
<b>公共施設 ・財政</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、人口減少に伴い、市税を中心とした歳入が減少していくことが見込まれます。</li> <li>高齢者の増加に伴い、医療・介護・福祉に関する費用の増加が見込まれます。</li> <li>長期的には、公的施設の老朽化に伴いインフラの維持コストが増加することが見込まれます。</li> </ul>

### [人口の見通し]

- 2020 年をピークに人口減少に転じ、2040 年に 107,728 人と推計されており、今後ますます少子高齢化が進行すると予測されています。
- 2040 年においても、都市計画運用指針で土地の高度利用を図るべき区域とされる 100 人/ha 以上のエリアが多く、市街化区域の最低限度とされる 40 人/ha を下回るエリアは限定的です。

### [本計画で重視すべき課題]

#### 課題 1

#### 良好な都市基盤施設を活かした居住環境の向上と安全性の確保

- 交通利便性や生活サービス水準が高い市街地特性を活かした人口密度の維持
- 低層住宅エリア、都市型住宅エリア等、それぞれの市街地特性を活かした居住誘導
- ニーズや社会情勢の変化等に対応した土地利用の誘導や住宅供給の促進

#### 課題 2

#### 戦略的な拠点周辺への都市機能の誘導

- 各拠点における都市機能の質や種類の充実
- 公共施設の集約・再配置と連動した、効率的・効果的な行政サービスの提供に向けた機能誘導
- 高い交通利便性を活かした広域性・集客性の高い都市機能の誘導

#### 課題 3

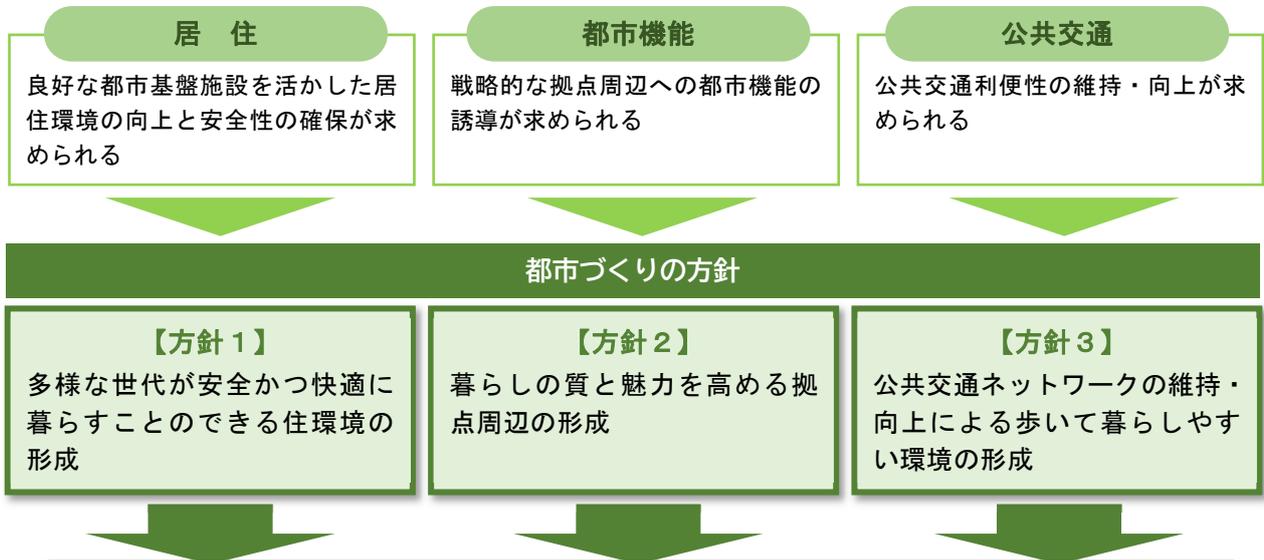
#### 公共交通利便性の維持・向上

- 過度に自動車に依存せず歩いて楽しく暮らせるウォーカブルなまちづくり
- 拠点間の公共交通ネットワークの維持や公共施設の集約・再配置と連動した公共交通ネットワークの充実

# 3 目標と基本方針

## 3-1 都市づくりの方針の設定

本計画では、重視すべき課題を解決するとともに、都市計画マスタープランに掲げる都市づくりの理念、基本目標の達成に向けて、「都市づくりの方針」を設定します。



## 多様な世代の魅力ある暮らしを実現する都市づくり

### 【基本目標】

- (1) 住みたい・住み続けたいと思うまちづくり
- (2) 多様な世代の需要に対応した定住環境づくり

### 【理念】

～福岡で最も「住みよい」都市づくり～  
人と地域をつなぐ 機能的でこころやすらぐまち かがすが



図 目指すべき都市構造

### 3-2 誘導方針

多様な世代が安全で快適に暮らすことのできる住環境を形成し、市民の日常生活を支える施設が、中心拠点周辺、市民活動交流拠点周辺、JR 博多南駅周辺に集まり、公共交通を利用して誰でもこれらの施設に容易にアクセスできる環境をつくることで、「多様な世代の魅力ある暮らしを実現する都市づくり」を推進します。

方針	誘導方針	
多様な世代が安全かつ快適に暮らすことのできる住環境の形成	①拠点周辺における質の高い住宅の供給促進、住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅や公共施設に近接した生活利便性の高い拠点周辺において、各年齢層の多様な住まいのニーズに対応した良質な住宅の供給促進や住環境の整備を図ります。</li> <li>・ テレワークやワークシェアに対応した就業場所（ワークスペース）、良好なオープンスペース等を確保することで、昼間人口の増加や職住近接のライフスタイルの拡大を図ります。</li> <li>・ 市内外の人々から居住地として選ばれ続けるように、既存住宅ストックの活用や用途地域・高度地区の見直し等により質が高く多様な住宅の供給促進や住環境の整備を図ります。</li> </ul>
	②ライフステージの変化に応じた住み替えや定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフステージの変化に応じた住み替えや定住を促進します。</li> <li>・ 社会情勢の変化に対応した地域コミュニティの維持や世代間交流の活性化を図ります。</li> <li>・ 必要に応じて、周辺環境に配慮しながら用途地域・高度地区の見直しを検討し、日常生活に必要なサービス機能の維持・充実や住宅の供給促進を図ります。</li> </ul>
	③水と緑、歴史・文化を活かした住環境の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池の水辺空間、古墳、公園内の自然環境等の水と緑のネットワークを活かし、水と緑、歴史・文化を身近に感じられる環境を形成します。</li> <li>・ 将来的なニーズに応じて、環境との調和を図りつつ、ため池の転用や市街化調整区域の土地利用転換を検討します。</li> </ul>
	④ハード・ソフト両面からの安全な市街地の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害リスクに対する安全性の高い市街地となるよう、河川整備及び流出抑制対策、安全性の高い土地利用や建て方の誘導等のハード対策と合わせて、災害リスクの周知や早期の避難、自助・共助・公助・協働の取組等のソフト対策により、安全・安心な都市づくりを推進します。</li> </ul>
暮らしの質と魅力を高める拠点周辺の形成	①市民活動交流拠点、中心拠点、地域拠点（JR 博多南駅周辺）の魅力高める都市機能の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市における市民生活の豊かさと多様性を高めるため、市民活動交流拠点、中心拠点、地域拠点（JR 博多南駅周辺）において、各拠点の特性に応じてそれぞれの魅力を高める都市機能の集積・誘導を図ります。</li> </ul>
	②公共施設の再配置と連動した都市機能の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの市民が利用する公共施設については、多様化する行政ニーズに対応して効率的・効果的な行政サービスを提供する観点から、市民活動交流拠点への機能集約と行政拠点における機能の維持・充実を図ります。</li> </ul>
	③高い交通利便性と充実した交通環境を活かした都市機能の維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西鉄春日原駅周辺及び JR 博多南駅周辺においては、春日市の東西の玄関口として、高い交通利便性と充実した交通環境を活かし、都市機能の維持・充実を図ります。</li> </ul>
公共交通ネットワークの維持・向上による歩いて暮らすしやすい環境の形成	①都市機能誘導や居住誘導と連動した効率的な公共交通ネットワークの維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の強みである博多駅方面、天神方面へアクセスしやすい交通利便性を活かし、市内外を結ぶ鉄道、路線バス、コミュニティバス等の多様な公共交通が利用しやすいよう、公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。</li> <li>・ 公共施設の機能集約等による都市機能誘導や居住誘導と連動した効率的な公共交通ネットワークを構築します。</li> </ul>
	②多様な移動サービスの連携を強化する交通結節機能の維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道、路線バス、コミュニティバス、自転車等の多様な交通手段の円滑な乗り換えのため、駅前広場やバスセンターの整備など交通結節機能の維持・充実を図ります。</li> <li>・ 特に、高齢化の進行に伴い高齢者等による利用ニーズが拡大することを見据え、路線バスとコミュニティバスの乗り継ぎ利便性を高め、公共交通の利用促進を図ります。</li> <li>・ 西鉄春日原駅周辺、市民活動交流拠点においては、官民協働による魅力的な交通結節点の形成を目指すとともに、公共交通を使いながら歩いて楽しめる空間づくり等によって、ウォークアブルなまちづくりを進めます。</li> </ul>

### 3-3 立地適正化を進めるための基本的な考え方

市街化区域の概ね全域において居住誘導区域を定め、将来にわたり一定の人口密度を維持することにより、生活利便機能を維持し、質が高く多様な住宅の供給促進、住環境の維持・向上を図ります。

また、居住誘導区域内の3拠点周辺において都市機能誘導区域を設定し、拠点の特性に応じた高次都市機能の集約・継続・誘導と、拠点間を公共交通ネットワークの充実を図ることにより、市民生活の豊かさと多様性を高め、多様な世代の魅力ある暮らしを実現します。

#### 春日市における立地適正化計画の将来イメージ(都市の姿とライフスタイル・都市活動)



**中心拠点周辺都市機能誘導区域のイメージ**  
福岡都心部へのアクセスも良好であり、春日市民をはじめ市外からも多くの人が訪れ、日常サービス施設や商業・業務施設が集積し、賑わいある公共空間が生まれている。

**都市型居住ゾーン「便利で洗練された暮らし」**  
鉄道沿線の通勤や買い物の利便性に魅力を感じる単身世帯やファミリー層などが、利便性が高い都市型住宅で洗練されたライフスタイルを満喫しながら暮らすことができる。

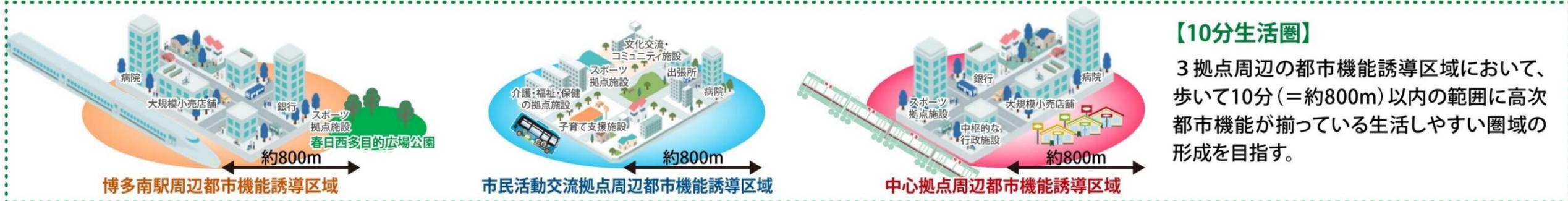
**市民活動交流拠点周辺都市機能誘導区域のイメージ**  
文化活動や音楽活動、生涯学習、スポーツ・健康づくりなどの機能を有し、徒歩や自転車、コミュニティバスなど多様な移動手段で行くことができる。

**中央居住ゾーン「多様な市民活動ができる暮らし」**  
多様な世代の人々が軽スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて多世代と交流でき、地域活動に参加でき、暮らすことができる。

**水と緑の居住ゾーン「水と緑に親しむゆとりある暮らし」**  
近隣との関わりを持ちながら、休日には水辺を散歩したり、近所の公園で遊ぶなど、日常的に水と緑に親しみながら健康的に暮らすことができる。

**博多南駅周辺都市機能誘導区域のイメージ**  
博多駅へ直接アクセスでき、質の高い住宅も多く、医療やスポーツ・レクリエーションを行うための施設も充実している。

**都市型居住ゾーン「便利で洗練された暮らし」**  
鉄道沿線の通勤や買い物の利便性に魅力を感じる単身世帯やファミリー層などが、利便性が高い都市型住宅で洗練されたライフスタイルを満喫しながら暮らすことができる。



**【10分生活圈】**  
3拠点周辺の都市機能誘導区域において、歩いて10分(=約800m)以内の範囲に高次都市機能が揃っている生活しやすい圏域の形成を目指す。

## 4 誘導区域

本計画では、居住を誘導するための「居住誘導区域」、都市機能を誘導するための「都市機能誘導区域」の2つの区域を設定します。

### 4-1 居住誘導区域

「居住誘導区域」とは、居住を誘導し、将来においても高い人口密度を維持することによって、持続的に生活サービスが確保されるように居住を誘導すべき区域です。

居住誘導区域は、以下の設定方針に基づき、設定します。

#### 視点1 居住誘導区域に含むエリア

- ① 将来の人口密度 40 人/ha 以上
- ② 公共交通によるアクセス徒歩圏域内



市街化区域の概ね全域が①、②の条件を満たす。

#### 視点2 居住誘導区域に含めないエリア

- ① 災害リスクが高く、回避が難しい土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、居住誘導区域から除外します。
- ② 春日市ため池保全等基本計画策定基礎資料におけるため池のストックの適正化の方針を踏まえ、盤石池、上散田池、春日貯水池、大牟田池、白水池、池の頭池は、居住誘導区域から除外します。
- ③ 居住以外の用途に供しており、居住の誘導を図れない非可住地については、居住誘導区域から除外します。

#### <災害上の視点から含めないエリア>

- ・土砂災害特別警戒区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・左記のため池

#### <非可住地等>

- ・陸上自衛隊福岡駐屯地
- ・航空自衛隊春日基地
- ・博多総合車両所
- ・クリーン・エネ・パーク南部
- ・春日大野城リサイクルプラザ など

### 4-2 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、行政サービス、介護・福祉・保健、子育て・教育、市民文化、スポーツ・レクリエーション、医療、商業、金融等の都市機能の集積によって、市民の生活利便性を維持するために必要な中核的な拠点を形成することで、これら各種のサービスの効率的な提供を図る区域です。

都市機能誘導区域は、以下の設定方針に基づき、設定します。

#### 視点1 目指すべき都市構造における3拠点周辺

目指すべき都市構造における3拠点の中心から概ね 800m 圏

- ① 中心拠点・行政拠点
- ② 市民活動交流拠点
- ③ 地域拠点（JR 博多南駅周辺）

#### 視点2 将来にわたり人口密度が高く、居住地からアクセスしやすいエリア

- ① 将来の人口密度 40 人/ha 以上

#### 視点3 高次都市機能が一定程度充実しているエリア

- ① 高次都市機能が立地しているエリアから概ね 800m 圏

#### 視点4 公共交通の利便性が高いエリア

- ① 鉄道とバスの結節点から 800m 圏
- ② バスセンターから 800m 圏

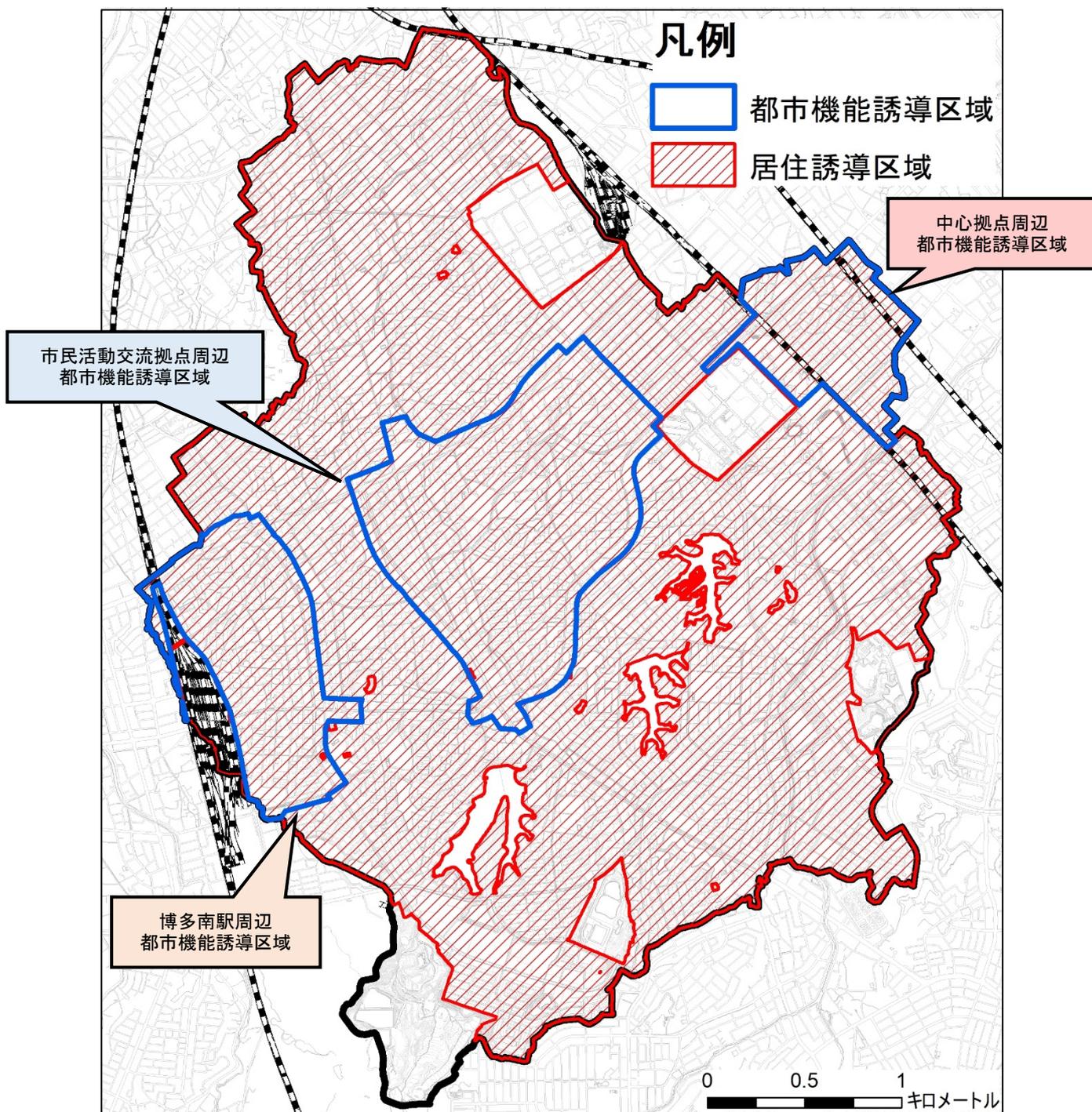


図 春日市において立地適正化を図る区域

誘導区域	面積	市街化区域 (約 1,379ha) に占める割合
居住誘導区域	1,254ha	約 91%
都市機能誘導区域	321ha	約 23.3%

## 5 都市機能増進施設（誘導施設）

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地誘導すべき都市機能増進施設のことをいいます。

本計画では、春日新50年プラン等の主要プロジェクトを踏まえ、都市づくりの理念・基本目標・目指すべき都市構造の実現に向けて、都市機能誘導区域に高次都市機能の集約・立地継続・立地誘導を図るため、都市機能増進施設（以下、「誘導施設」という。）を設定します。

### 5-1 設定の基本的考え方

3つの都市機能誘導区域の特性を考慮して、区域ごとに誘導施設を設定します。

#### 集約 機能集約

都市機能誘導区域外に立地する公共施設のうち、集約・再配置の検討対象となっている施設については、都市機能誘導区域への集約を図り、既に区域内に立地している施設との複合化等を進めます。

#### 継続 立地継続

既に都市機能誘導区域内に立地する施設は、現位置において機能の維持・充実等を図ります。また、区域外に立地する施設については、当面は現位置での立地継続を基本としてアクセス性の維持・改善を図ります。

#### 誘導 立地誘導

施設の新設などが計画される場合、都市機能誘導区域への立地が進むよう誘導し、拠点機能の維持・充実を図ります。

### 5-2 誘導施設の設定

誘導施設として設定された建築物等については、都市機能誘導区域の外側に新築・改築・用途変更しようとする場合には、届出が必要になります。

区分		誘導施設	中心拠点周辺 都市機能誘導 区域 (西鉄春日原駅・ JR春日駅周辺)	市民活動交流 拠点周辺都市 機能誘導区域 (ふれあい文化セン ター、総合スポーツセ ンター周辺)	博多南駅周辺 都市機能誘導 区域
行政 サービス	中枢的な行政施設	市役所、出張所等の地方公共団体の事務所	継続 立地継続	集約 機能集約	—
介護・ 福祉・保健	介護・福祉・保健の指導・相談・活動の拠点となる施設	障がい者福祉施設、保健センター、社会福祉センター、老人福祉センター、クローバープラザ	継続 立地継続	集約 機能集約	—
子育て ・教育	全市の子育て支援と教育支援の中核となる施設	子ども・子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）、教育支援センター	—	継続 立地継続	—
市民文化	市民全体を対象とした文化交流・コミュニティ施設	ふれあい文化センター、男女共同参画・消費生活センター、クローバープラザ	継続 立地継続	集約 機能集約	—
スポーツ・ レクリエ ーション	市民全体を対象としたスポーツ拠点施設	総合スポーツセンター、温水プール、春日西多目的広場公園、クローバープラザ	継続 立地継続	継続 立地継続	継続 立地継続
医療	基幹的な医療施設	二次救急医療体制に位置付けのある医療機関 20人以上の患者を入院させる施設を有する病院	誘導 立地誘導	継続 立地継続	誘導 立地誘導
商業	広域的な集客力をもつ大規模小売店舗	延床面積3,000㎡を超えるもの	誘導 立地誘導	—	誘導 立地誘導
金融	決済や融資などの機能を有する金融機関	銀行業を営む施設	継続 立地継続	継続 立地継続	継続 立地継続

### [高次都市機能]

市全域からの利用を前提として用途ごとに市内に1箇所あれば充足する機能。(全市的施設)  
 ⇒誘導施設として設定し、都市機能誘導区域に集約・立地継続・立地誘導を図ります。

### [生活利便機能]

各地域の住民が身近な生活圏で利用する機能。  
 ⇒誘導施設には位置づけず、居住誘導区域全域において人口密度を維持することにより立地継続と誘導を図ります。

#### 凡例

##### 行政サービス機能

- 市役所
- ▲ 出張所

##### 介護・福祉・保健機能

- 社会福祉センター
- 老人福祉センター
- ▲ 障がい福祉施設
- ▲ 社会保健施設
- ★ 地域包括支援センター
- 小規模多機能型施設
- 通所系施設
- 訪問系施設
- 入所系施設

##### 子育て・教育機能

- 子育て支援センター
- ▲ 児童センター
- ▲ 教育支援センター
- 保育園・幼稚園・認定こども園
- 学校

##### 市民文化機能

- 総合文化センター
- 中央公民館
- ▲ 図書館
- ★ 博物館・科学館
- ▲ 男女共同参画・消費生活センター
- コミュニティセンター・地区公民館

##### スポーツ・レクリエーション機能

- 総合スポーツセンター
- ▲ スポーツ施設

##### 医療機能

- 病院(二次救急)
- ▲ 病院
- 診療所

##### 大分類

- 広域型商業施設(10,000㎡超え)
- ▲ 地域型商業施設(3,000㎡超え)
- 商業施設(3,000㎡以下)
- コンビニエンスストア・ドラッグストア

##### 金融機能

- 銀行
- 郵便局

#### 高次都市機能

#### 生活利便機能

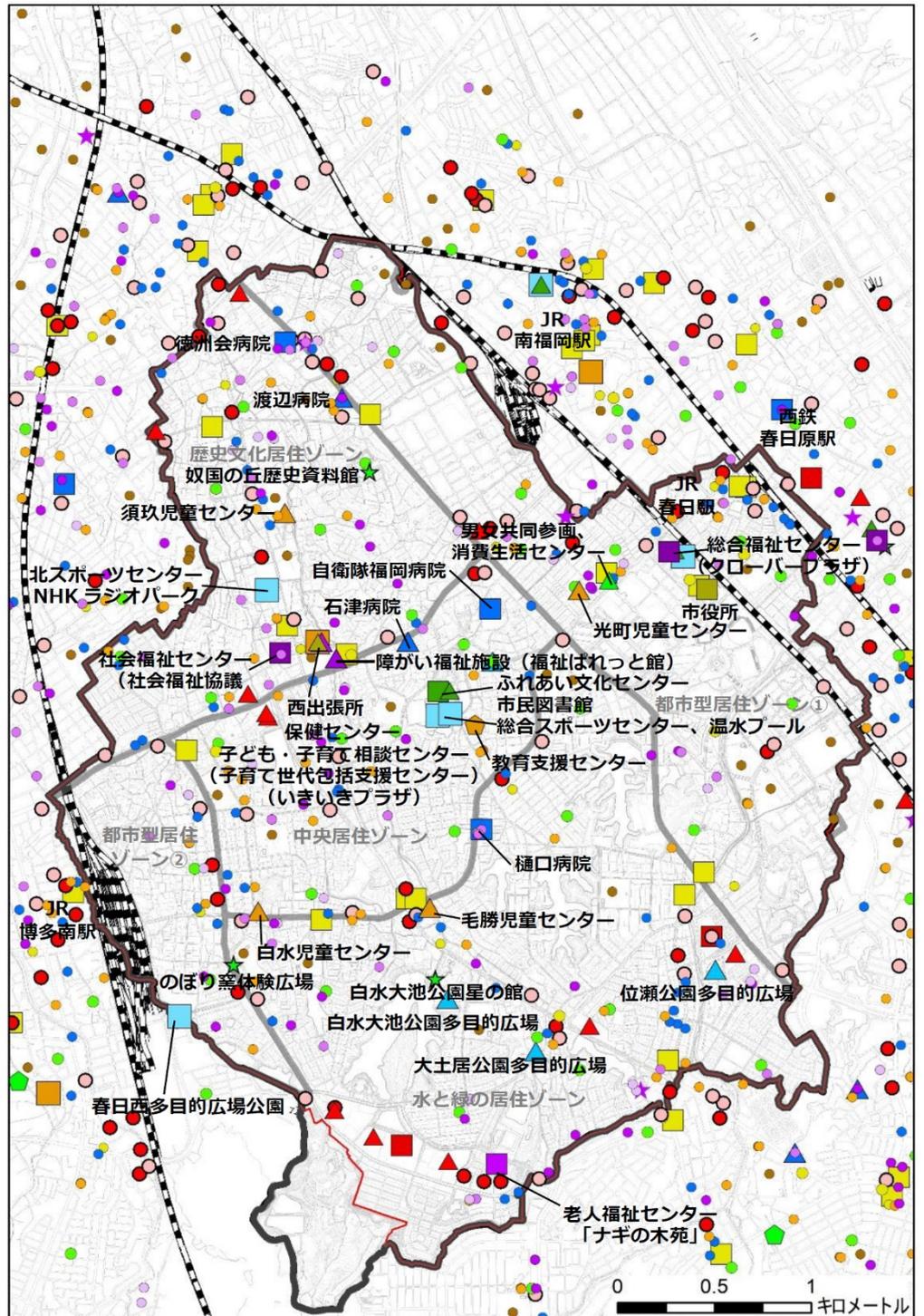


図 各種都市機能の立地状況

資料：春日市ホームページ、福岡県オープンデータ等

## 6 計画を実現するための施策

持続可能な都市づくりを実現するため、誘導区域を活用した様々な施策の展開によって、居住誘導区域や都市機能誘導区域への居住や都市機能の立地を緩やかに進めていくことが重要になります。

誘導方針		誘導施策			
<p>①拠点周辺における質の高い住宅の供給促進、住環境の整備</p> <p>②ライフステージの変化に応じた住み替えや定住の促進</p> <p>③水と緑、歴史・文化を活かした住環境の魅力向上</p> <p>④ハード・ソフト両面からの安全な市街地の創出</p>	居住誘導に係る施策	<p>施策展開の方向と主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>住み続けられる良好な住宅の保全と適切な建替え誘導による居住環境の向上</b> まちづくりの方向性に応じた用途地域・建物の高さ規制等の見直し/ゆとりある良好な住宅地の保全</li> <li>□ <b>ライフステージに応じて選択できる多様な住まいの確保</b> 交通利便性を活かした住宅ストックの確保/多様な住まいの選択肢の確保(住宅供給量の拡大)/リノベーションや既存住宅地の更新/高齢者向けの優良な賃貸住宅供給の促進 など</li> <li>□ <b>日常生活を支える身近な施設・サービスの配置・誘導</b> 住宅地における身近な生活利便機能の向上/地域包括ケアシステムと連携した居住機能の適正配置</li> <li>□ <b>地域の暮らしのニーズに合わせた公共施設等の整備と効果的活用</b> 高齢社会に対応した市有施設の用途転換や空きスペースの活用/公共施設の再配置に合わせた公有地・公有財産等の利活用/豊かな地域づくりに資する道路・公園・緑地・街路樹の公共施設の再整備等/公園等の公共施設における民間活力導入の推進</li> <li>□ <b>歴史文化を活かした居住誘導(史跡を活かした歴史・文化ゾーンとしての魅力の向上)</b> 奴国の丘歴史公園の周辺整備(須玖岡本遺跡を含む)/身近な公園・緑地・道路等の再整備/ため池を活用した水辺空間の形成</li> <li>□ <b>水と緑を活かした居住誘導(ため池等の自然環境を活かした水と緑の都市空間の形成)</b> 春日公園と白水大池公園等を活かした水と緑のネットワークの形成/多様な世代のニーズに対応した公園・緑地・街路樹・道路等の再整備/ため池のストックの適正化(保全・用途変更・活用方策の検討)</li> </ul>			
		<p>① 市民活動交流拠点、中心拠点、地域拠点(JR博多南駅周辺)の魅力高める都市機能の誘導</p> <p>② 公共施設の再配置と連動した都市機能の誘導</p> <p>③ 高い交通利便性と充実した交通環境を活かした都市機能の維持・充実</p>	都市機能誘導に係る施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>多様なライフスタイルを支える鉄道駅・バスセンター周辺の生活利便性の向上</b> 都市型居住の誘導/日常生活の移動ルート上での子育て支援サービス等の機能の誘導/個性ある店舗等の立地誘導や多様な働き方への対応/起業・創業や交流の場となる空間・機能の誘導 など</li> <li>□ <b>連続立体交差事業や駅前広場整備等に合わせた土地の有効・高度利用と都市機能・空間の充実</b> 個性ある店舗等の立地誘導/起業・創業や交流の場となる空間・機能の創出/拠点周辺の高度利用の促進、低未利用地の有効活用</li> <li>□ <b>ウォーカブル推進都市・春日市の都心として、多様な人が歩きたくなるまちなかの創出</b> 人が中心となる道路空間・歩行者ネットワークの形成・無電柱化/居心地のよいオープンスペースと公共施設や商業施設等をつなぐ回遊性の創出/龍神池自転車駐車場及び周辺のあり方の検討 など</li> <li>□ <b>市民サービスの中核機能を担う施設(機能)の維持・充実</b> 行政施設の立地継続・機能強化、利用しやすい施設整備</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>市民活動交流拠点の整備</b> 誰もが使いやすい活動拠点の整備/介護・福祉・保健等の施設や子育て支援施設(いきいきプラザ)の機能集約・複合化、立地継続、機能強化</li> <li>□ <b>多様な人々が交流し賑わう多機能で魅力的な拠点施設や活動の維持・充実</b> 既存のスポーツ拠点施設・文化交流施設の立地継続・機能強化/交通結節点(バスセンター等)の利便性と一体となった質の高い都市環境の形成/市民のレクリエーション空間の形成を目的とした公園・緑地等の再整備の推進</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>多様な人々が出会い、交流が生まれる滞留空間や交流拠点機能とその活動の維持・充実</b> 既存のスポーツ拠点施設の立地継続・機能強化/春日西多目的広場公園の整備/土地の高度利用や低未利用地活用のための規制等の見直し</li> <li>□ <b>居心地がよく、巡り歩きたくなる空間の創出</b> 人が中心となる道路空間の形成と回遊性の創出(ウォーカブルな歩行者空間の創出)/博多総合車両所を活用した魅力的なスポット創出による活性化方策の検討</li> </ul>					
<p>① 都市機能誘導や居住誘導と連動した効率的な公共交通ネットワークの維持・充実</p> <p>② 多様な移動サービスの連携を強化する交通結節機能の維持・充実</p>	公共交通ネットワークに係る施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>地域公共交通及びその利便性の維持・充実(路線バス・コミュニティバス等)</b> 南北の基幹交通(鉄道・路線バス)の維持・利便性向上に向けた働きかけ/3拠点をつなぐフィーダー(支線)交通(路線バス)の確保・維持/コミュニティバス等の運行計画の見直し・利用促進(高齢者の運賃無料化等)</li> <li>□ <b>公共交通を補完する身近で効率的な交通手段の検討</b> 自転車走行空間・駐輪場などの利用環境の充実/シェアリングやICT技術の活用(自動運転、MaaS等)による移動サービスの検討や社会実装の検討</li> <li>□ <b>公共交通や多様な移動サービスの連携を強化する交通結節機能の維持・充実</b> 鉄道高架事業に合わせた駅前広場整備等(西鉄春日原駅)/快適な乗り換え・滞留空間の充実(西鉄春日原駅、JR春日駅、バスセンター/JR博多南駅)/コミュニティバスセンターの機能充実/多様な移動手段をつなぐ空間・機能の創出(交通結節点における駐輪場や新たな移動サービス・ポートなど)</li> </ul>			

## 届出制度について

### ① 居住誘導区域と事前届出 (都市再生特別措置法第 88 条)

居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発等を行う場合は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要となります。

届出内容等が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、市が届出者に対して住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることがあります。また、その場合において、居住誘導区域内の土地の取得等についてあっせん等を行うことがあります。

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為</li> <li>・ 3 戸未満の住宅の建築を目的とする 1,000 ㎡以上の開発行為</li> </ul>
建築行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 戸以上の住宅を新築する場合</li> <li>・ 建築物の改築や用途変更により 3 戸以上の住宅とする場合</li> </ul>

### ② 都市機能誘導区域・誘導施設と事前届出 (都市再生特別措置法第 108 条)

都市機能誘導区域外で誘導施設の開発・建築等の行為を行う場合は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要となります。

届出内容等が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるとき、市が届出者に対して誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることがあります。また、その場合において、都市機能誘導区域内の土地の取得等についてあっせん等を行うことがあります。

開発行為	・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設を有する建築物の建築を新築する場合</li> <li>・ 建築物の改築や用途変更により誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>

### ③ 誘導施設の休廃止の届出 (都市再生特別措置法第 108 条の 2)

都市機能誘導区域内で誘導施設の休止又は廃止をする場合は、その 30 日前までに届出が必要となります。

届出があった場合に、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、市が届出者に対して、建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることがあります。

#### <届出対象となるエリア>



※都市機能誘導区域であっても、誘導施設の建築等において届出が必要となることがあります。また、誘導施設の休廃止において、届出が不要となることがあります。

# 7 防災指針

本市において想定される災害リスクを踏まえ、ハード対策やソフト対策による災害リスクの低減を図ります。安全性の高い土地利用の誘導として、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域等の災害リスクの高い区域について、居住誘導区域から除外し、届出制度により新たな住宅等の立地を抑制します。また、安全性の高い建て方の誘導として、公共建築物や住宅の耐震化、宅地耐震化を推進します。

## 本市において想定される災害リスク

御笠川水系の氾濫	市北部に、想定最大規模(L2)の場合に浸水が想定されるエリアが存在
小規模河川の氾濫や内水氾濫	県管理河川である諸岡川や牛頸川沿い、雨水幹線沿いの低地部などに浸水に注意が必要な区域が存在 1階建ての建物は垂直避難不可のため、早めの水平避難(域外避難)が必要
ため池の決壊	防災重点農業用ため池が9箇所存在し、決壊時には下流部において浸水が想定される
土砂災害(急傾斜地の崩壊)	ため池周辺や高低差があるエリアにおいて、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が存在 そのうち一部は、建築物にも掛かっている
地震による揺れ、大規模盛土造成地の滑動崩落	県道31号線に沿って警固断層が存在、 谷埋め型盛土造成地が多く存在

## 具体的取組、スケジュール

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施スケジュール			
			短期	中期	長期	
ソフト対策	避難、自助・共助・公助・協働の取組等	①風水害による被害の減少、ハザードマップを活用した危険箇所の周知	市	実施中、継続的に実施		
		②ため池保全等基本計画策定(あり方検討)、雨水出水浸水想定区域図の作成	市	実施中、継続的に実施		
		③春日市災害タイムラインの策定	市	策定済、継続更新		
		④災害対応能力の向上、総合防災訓練や職員参集訓練等の実施	市	実施中、継続的に実施		
		⑤自主防災組織の活性化(全35地区自治会で設立済)、防災訓練の支援(地域での防災講座やワークショップ等の開催、地区防災計画、マイ・タイムラインの作成の促進等)	市	実施中、継続的に実施		
		⑥消防団の組織力の強化、消防組合及び消防団との連携強化	市	実施中、継続的に実施		
		⑦地域で避難行動要支援者の避難支援ができる体制の構築(避難行動要支援者避難支援プラン)	市	実施中、継続的に実施		
		⑧要配慮者利用施設の避難確保計画の策定等	市	実施中、継続的に実施		
ハード対策	河川整備及び流出抑制対策等	①御笠川の河川整備(河床掘削・河道拡幅、河川横断構造物の改築等、施行区間:河口~五条橋)	県	実施中、継続的に実施		
		②雨水幹線の掘下げや雨水貯留施設の整備による、雨水幹線の流下能力の向上や雨水の流出抑制	市	実施中、継続的に実施		
		③貯留・浸透施設の整備、開発行為等整備要綱に基づく雨水流出抑制施設、透水ます・浸透側溝等の設置促進	市	実施中、継続的に実施		
		④ため池のストックの適正化(適切な維持管理、用途変更等)	市	実施中、継続的に実施		
		⑤防災機能を有する公園の機能維持、既存公園の改善(グリーンインフラ)	市	実施中、継続的に実施		
	安全性の高い土地利用の誘導	①災害リスクの高いエリアを居住誘導区域から除外し、災害リスクの低いエリアに居住を誘導	市	継続的に実施		
		安全性の高い建て方の誘導	①公共建築物の耐震化	市	実施中、継続的に実施	
			②民間特定建築物の耐震化	市	実施中、継続的に実施	
			③住宅の耐震化	市	実施中、継続的に実施	
			④耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	市	実施中、継続的に実施	
⑤耐震改修の促進、耐震診断アドバイザー制度の啓発	市	実施中、継続的に実施				
⑥宅地耐震化の推進(大規模盛土造成地滑動崩落防止事業)	市・県	実施中、継続的に実施				

注) 短期(5年以内)、中期(10年以内)、長期(20年以内)

## 目標値

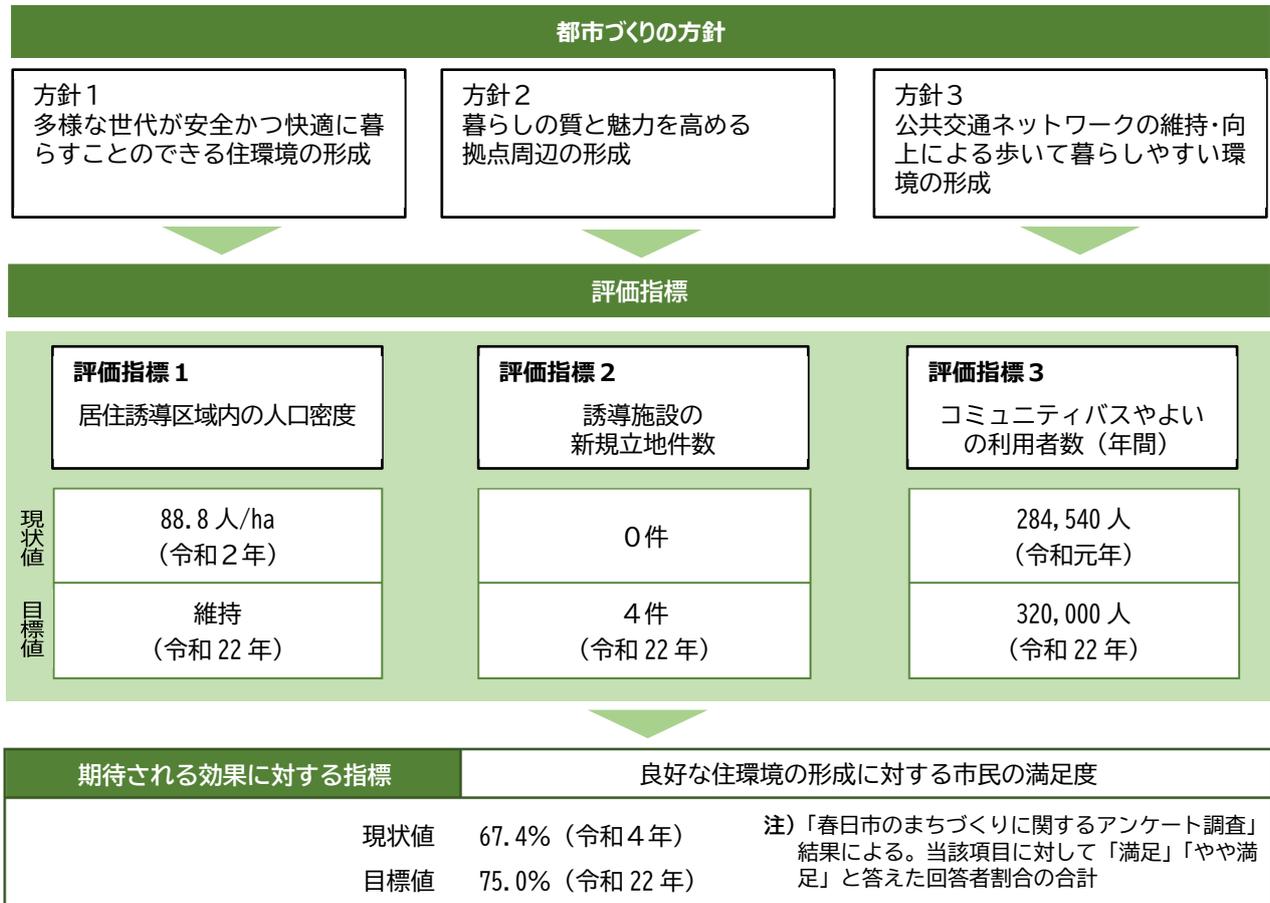
本計画の期間は20年間ですが、既の実施している取組を継続的に実施し短期的な目標達成を図る観点から、目標値は短期の目標値とし、その後も継続的に実施することにより更なる向上を図ります。

指標	現状値	目標値
災害時の避難場所を知っている市民の割合	73.9% (令和2年度)	90.0% (令和7年度)
自主防災訓練の訓練実施割合	77.7% (令和4年度)	100% (令和7年度)
要配慮者利用施設の避難確保計画の策定の割合	40% (令和5年度)	100% (令和9年度)
雨水幹線整備率	64.48% (令和4年度)	64.50% (令和7年度)
特定建築物の耐震化率	92.6% (平成25年)	95% (令和7年度)
住宅の耐震化率	90.1% (平成25年)	95% (令和7年度)

## 8 定量的な目標

### 8-1 評価指標の設定

計画の適切な進捗管理を行うために、都市づくりの方針や誘導方針を踏まえた評価指標を設定します。



### 8-2 計画の進め方と評価方法

#### [計画の実施]

- 本計画に基づく取組は、具体的な施策や事業等を効率的に進めるため、全庁的な調整や連携を図りながら推進します。また、実施にあたっては、国・県との連携とともに民間事業者等との連携を図ります。

#### [計画の評価・改善]

- 第2次春日市都市計画マスタープランのアクションプランとなる本計画においては、総合計画（基本計画）の見直しに合わせ、5年ごとの評価を行い、10年ごとの改善を行うものとします。
- 評価においては、5年おきに行われる国勢調査、都市計画基礎調査等の各調査、春日市まちづくりに関する市民意識調査を活用し、都市の動向、都市機能や居住の誘導施策の取組状況、市民意向を把握し、評価指標の達成状況を分析し、本計画の改善に役立てます。
- 本計画の評価・改善は、第6次春日市総合計画、第2次春日市都市計画マスタープラン等の上位・関連計画内容を反映しながら、必要な計画の改善を行います。